

地方競馬全国協会 会報

第 336 号 平成 23 年 4 月

目 次

事業計画・事業報告

平成 23 年度事業計画

予算・決算

平成 23 年度予算

運営委員会・評議員会

平成 22 年度第 2 回評議員会の開催

平成 22 年度第 3 回運営委員会の開催

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

養成関係

第 89 期騎手候補生の修了

第 91 期騎手候補生の入所

第 6 期厩務講習生の入所

研修関係

研修実施状況（平成 23 年 1 月～3 月）

畜産振興関係

補助事業の交付決定・確定等

平成 23 年度畜産振興事業に係る事業実施主体候補者の決定について（第 1 回）

平成 23 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定について（第 1 回）

平成 23 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定について（第 2 回）

規程関係

協会業務規程

地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱の一部変更
地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱の一部変更

平成 23 年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領の制定

平成 23 年度事業計画

インターネットホームページの
「情報公開・個人情報保護」をご覧ください。

平成 23 年度予算

畜 産 振 興 勘 定

収入

支出

科 目	23 年度	22 年度	科 目	23 年度	22 年度
	千円	千円		千円	千円
【一般事業】			【一般事業】		
交付金等収入	2,676,463	2,881,687	畜産振興補助事業費	670,044	704,344
業務外収入	130,815	157,345	畜産振興事業費補助金	657,200	691,930
受入利息	31,504	41,922	畜産振興補助事務費	12,844	12,414
負担金収入	86,285	102,993	畜産振興事業費	275	250
雑収入	13,026	12,430	振替金		
前年度繰越金受入	3,436,277	2,065,374	競走馬生産振興勘定への振替	330,753	171,938
			繰入金	5,232,483	4,217,874
			競馬活性化勘定への繰入金	3,702,245	2,645,353
			管理勘定への繰入金	1,458,529	1,473,953
			退職給付引当金繰入	71,709	98,568
			予備費	10,000	10,000
(一般事業計)	(6,243,555)	(5,104,406)	(一般事業計)	(6,243,555)	(5,104,406)
【国庫補助事業】			【国庫補助事業】		
交付金等収入			馬産地再活性化事業費	2,683,161	2,668,792
国庫補助金収入	-	-	馬産地再活性化事業費助成金	2,647,000	2,624,490
基金取崩収入			馬産地再活性化事業事務費	36,161	44,302
基金取崩収入	2,683,161	2,668,792	繰入金	1,164	4,000
業務外収入			馬産地再活性化基金設置繰入	-	-
馬産地再活性化基金運用収入	1,164	4,000	馬産地再活性化基金繰入	1,164	4,000
(国庫補助事業計)	(2,684,325)	(2,672,792)	(国庫補助事業計)	(2,684,325)	(2,672,792)
収入合計	8,927,880	7,777,198	支出合計	8,927,880	7,777,198

競馬業務勘定

収入			支出		
科 目	23年度	22年度	科 目	23年度	22年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入	914,899	997,520	競馬業務費	1,546,779	1,019,586
競馬業務収入	41,693	42,789	登録業務費	9,461	10,841
登録料収入	14,085	14,515	免許業務費	6,240	6,303
免許手数料収入	1,844	1,908	調教師・騎手養成訓練業務費	156,625	168,488
専門職員派遣収入	4,040	3,790	専門職員養成訓練業務費	1,258	1,258
調教師・騎手等養成収入	21,724	22,576	専門職員派遣及びあっせん費	107,927	102,145
返還金・負担金			競馬公正化促進事業費	567,093	412,347
負担金収入	356,175	306,204	公正確保・運営改善推進助成事業費	342,000	12,000
業務外収入	87,112	95,410	競馬振興促進費	356,175	306,204
受入利息	14,704	21,810	繰入金	510,045	524,135
負担金収入	28,761	34,331	管理勘定への繰入金	486,142	491,279
雑収入	43,647	39,269	退職給付引当金繰入	23,903	32,856
前年度繰越金受入	666,945	111,798	予備費	10,000	10,000
収入合計	2,066,824	1,553,721	支出合計	2,066,824	1,553,721

競走馬生産振興勘定

収入			支出		
科 目	23年度	22年度	科 目	23年度	22年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入			競走馬生産振興事業費		
中央競馬会交付金収入	500,000	720,000	競走馬生産振興事業費補助金	1,840,200	2,171,500
振替金			競走馬生産振興事業事務費	553	438
畜産振興勘定から振替	330,753	171,938			
返還金・負担金					
返還金収入	1,010,000	1,280,000			
収入合計	1,840,753	2,171,938	支出合計	1,840,753	2,171,938

競馬活性化勘定

収入			支出		
科 目	23年度	22年度	科 目	23年度	22年度
	千円	千円		千円	千円
交付金・助成金収入	1,796,951	2,304,000	競馬活性化事業費		
中央競馬会交付金収入	1,708,500	2,200,000	競馬活性化事業費補助金	4,880,000	4,400,000
全国競馬・畜産振興会助成金収入	88,451	104,000	共同利用施設等整備費	20,000	-
繰入金			競馬活性化事業推進費	876,426	814,353
畜産振興勘定から繰入金	3,702,245	2,645,353	ダート重賞競走等共同広報費	134,000	145,000
返還金・負担金					
返還金収入	411,230	413,000			
収入合計	5,910,426	5,362,353	支出合計	5,910,426	5,359,353

管 理 勘 定

収入			支出		
科 目	23年度	22年度	科 目	23年度	22年度
	千円	千円		千円	千円
繰入金			管理費	1,796,198	1,798,368
畜産振興勘定から繰入金	1,458,529	1,473,953	企画広報費	148,473	166,864
競馬業務勘定から繰入金	486,142	491,279			
収入合計	1,944,671	1,965,232	支出合計	1,944,671	1,965,232
収入総合計	14,712,885	14,047,919	支出総合計	14,712,885	14,044,919

平成 22 年度第 2 回評議員会の開催

平成 22 年度第 2 回評議員会は、3 月 3 日午後 1 時 30 分から麻布台ビル北館 4 階の当協会会議室において、農林水産省生産局漆原競馬監督課長ほか関係係官の臨席を得て、評議員 11 名の出席のもと開催された。

当協会の平成 23 年度事業計画（案）、平成 23 年度予算（案）及び地方競馬全国協会業務方法書の一部変更（案）について審議され、出席評議員全員によって異議なく了承された。

○評議員

平成 23 年 3 月 3 日現在 五十音順

氏 名	職 名
石 井 伸 壽	日本放送協会報道局報道番組センタースポーツ部長
小 向 鋭 一	(株) ジェイエスキューブ 常務取締役兼常務執行役員
鈴 木 可 一	日本地方競馬馬主振興協会会長
高 橋 秀 昌	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
西 村 啓 二	(社) 日本軽種馬協会副会長・常務理事
野 口 孝	全国公営競馬調教師会連合会会長
林 晶 子	(株) 瑞光つなぎ温泉四季亭専務取締役
菱 沼 毅	(社) 中央畜産会副会長
細 野 邦 彦	(社) 埼玉県畜産会会長
廻 洋 子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
山 本 武 司	(社) 岩手県馬主会会長
米 村 恵 子	江戸川大学社会学部教授

平成 22 年度第 3 回運営委員会の開催

平成 22 年度第 3 回運営委員会は、3 月 11 日午後 1 時 30 分から麻布台ビル南館 4 階の当協会役員会議室において、農林水産省生産局漆原競馬監督課長、総務省自治財政局満田地方債課長ほか関係係官の臨席を得て、運営委員 9 名（代理出席 7 名含む。）の出席のもと開催された。

当協会の平成 23 年度事業計画（案）、平成 23 年度予算（案）及び地方競馬全国協会業務方法書の一部変更（案）について審議され、出席評議員全員によって異議なく了承された。

○運営委員会委員

平成 23 年 3 月 11 日現在

主催者名	職名	氏名	備考
北海道	知事	高橋 はるみ	
岩手県競馬組合	管理者	達増 拓也	(岩手県知事)
特別区競馬組合	管理者	西川 太一郎	(荒川区長)
神奈川県川崎競馬組合	管理者	古尾谷 光男	(神奈川県副知事)
愛知県競馬組合	管理者	大村 秀章	(愛知県知事)
兵庫県競馬組合	管理者	金澤 和夫	(兵庫県副知事)
佐賀県競馬組合	管理者	坂井 浩毅	(佐賀県副知事)
	学識経験者	中須 勇雄	(財)農林水産長期金融協会会長
	学識経験者	仲田 和雄	前特別区競馬組合副管理者

馬主および馬の登録数調べ

平成 23 年 3 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更				
				氏名・名称	代表者	馬主	馬名	他
馬 主	44	3	0	1	1			
馬	595	242	0			217	5	5

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	287	0	287	113	400
3 歳	111	0	111	0	111
4 歳	45	0	45	0	45
5 歳	17	0	17	0	17
6 歳以上	22	0	22	0	22
計	482	0	482	113	595

ただし、登録事項の変更及び抹消については 3 月中に事務処理済みの件数である。

第 89 期騎手候補生の修了

協会は、第 89 期騎手候補生の修了式を 3 月 30 日、地方競馬全国協会本部において行った。
修了した者は 8 名で次のとおりである。また、同時に騎手免許試験に合格した修了者 8 名全員に騎手免許証を交付した。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 調 教 師
北海道	下 村 瑠 衣	女	1 7	谷 口 常 信
千葉県	柿 本 量 平	男	2 0	柿 本 政 男
〃	山 頭 信 義	〃	1 8	林 正 人
東京都	山 崎 良	〃	1 9	香 取 和 孝
神奈川県	田 中 涼	〃	1 7	武 井 榮 一
愛知県	丸 山 真 一	〃	2 0	坂 口 義 幸
佐賀県	川 島 拓	〃	2 0	土 井 道 隆
〃	日 野 太 一	〃	2 0	大 島 静 夫

(年齢は 3 月 31 日現在)

第 91 期騎手候補生の入所

協会は、第 91 期騎手候補生の入所式を 4 月 5 日、地方競馬教養センターにおいて行った。
入所した者は 15 名で次のとおりである。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 調 教 師
埼玉県	佐 藤 雄 也	男	1 7	小 久 保 智
〃	松 浦 宏 紀	〃	1 6	未 定
千葉県	木 佐 貫 泰 佑	〃	1 6	川 島 正 一
東京都	山 本 将 也	〃	1 6	未 定
神奈川県	瀧 川 寿 希 也	〃	1 5	田 辺 陽 一
〃	奈 良 拓 海	〃	1 5	未 定
新潟県	笹 川 翼	〃	1 6	未 定
富山県	石 川 倭	〃	1 5	未 定
長野県	寺 島 憂 人	〃	1 5	未 定
京都府	藤 澤 智 弥	〃	1 5	未 定
兵庫県	井 上 幹 太	〃	1 7	未 定
〃	小 山 裕 也	〃	1 6	盛 本 信 春
福岡県	田 中 熙 斗	〃	1 6	未 定
〃	見 越 彬 央	〃	1 5	未 定
宮崎県	木 之 前 葵	女	1 7	未 定

(年齢は 4 月 1 日現在)

第 6 期厩務講習生の入所

協会は、第 6 期厩務講習生の入所式を 4 月 5 日、地方競馬教養センターにおいて行った。
入所した者は 4 名で次のとおりである。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 調 教 師
千葉県	下 子 鶴 涼	男	2 5	未 定
東京都	阿 部 健 太 郎	〃	2 6	未 定
大阪府	藤 澤 佳 弘	〃	2 0	未 定
長崎県	清 水 拓 郎	〃	2 9	未 定

(年齢は 4 月 1 日現在)

研修実施状況（平成 23 年 1 月～3 月）

1. 平成 22 年度発走委員業務研修（研修の取止め）
平成 23 年 3 月 22 日（火）～ 30 日（水） 9 日間 予定
受講希望者がいなかったために研修の取止め

2. NAR 職員発走業務研修（臨時）
平成 23 年 2 月 1 日（火）～ 4 日（金） 4 日間
場所 地方競馬教養センター

地方競馬全国協会	浦辻 雄央	明石 祐一郎
----------	-------	--------

平成23年度畜産振興事業に係る事業実施主体候補者の決定について(第1回)

平成23年4月11日

平成23年度畜産振興事業に係る事業実施主体候補者を別表1のとおり決定した。
 なお、畜産振興事業に係る平成22年度から継続の事業実施主体候補者は、別表2のとおりである。

(別表1) 平成23年度畜産振興補助事業 事業実施主体候補者一覧

事業名	都道府県等	事業実施主体候補者名	事業実施期間
I-(1)登録推進	全国	社団法人 日本馬事協会	平成23年度から5年間 (平成27年度)以内
I-(2)種雄馬の導入(農用馬)	全国	社団法人 日本馬事協会	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	阿寒農業協同組合	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	摩周湖農業協同組合	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	幕別町農業協同組合	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	足寄町農業協同組合	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	十勝池田町農業協同組合	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	豊頃町農業協同組合	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	帯広市川西農業協同組合	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	北ひびき農業協同組合	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	標茶町農業協同組合	同上
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	音更町農業協同組合	同上
I-(3)②導入貸付事業	熊本県	熊本県畜産農業協同組合	同上
I-(4)④生産技術指導	全国	社団法人 日本馬事協会	同上
V-その他 馬事畜産振興推進	全国	馬事畜産振興協議会	平成23年度
V-その他 畜産フェア普及特別対策	北海道	社団法人 北海道酪農畜産協会	平成23年度
V-その他 畜産フェア普及特別対策	全国	馬事畜産振興協議会	平成23年度

(別表2) 平成23年度畜産振興補助事業 事業実施主体候補者(継続)一覧

事業名	都道府県等	事業実施主体候補者名	事業実施期間
I-(5)その他 優良農用馬資源確保緊急特別対策	全国	社団法人 日本馬事協会	平成22年度から3年間 (平成24年度)以内
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	全国	社団法人 中央畜産会	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	北海道	社団法人 北海道酪農畜産協会	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	青森県	社団法人 青森県畜産協会	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	岩手県	社団法人 岩手県畜産協会	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	宮城県	社団法人 宮城県畜産協会	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	秋田県	社団法人 秋田県農業公社	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	山形県	社団法人 山形県畜産協会	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	福島県	社団法人 福島県畜産振興協会	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	茨城県	社団法人 茨城県畜産協会	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	栃木県	社団法人 栃木県畜産協会	同上
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	群馬県	社団法人 群馬県畜産協会	同上

事業名	都道府県等	事業実施主体候補者名	事業実施期間
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	埼玉県	社団法人 埼玉県畜産会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	千葉県	社団法人 千葉県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	神奈川県	社団法人 神奈川県畜産会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	新潟県	公益社団法人 新潟県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	富山県	社団法人 富山県畜産振興協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	石川県	社団法人 石川県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	福井県	社団法人 福井県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	山梨県	社団法人 山梨県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	長野県	社団法人 長野県畜産会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	岐阜県	社団法人 岐阜県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	静岡県	社団法人 静岡県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	愛知県	社団法人 愛知県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	三重県	社団法人 三重県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	滋賀県	社団法人 滋賀県畜産振興協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	京都府	社団法人 京都府畜産振興協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	大阪府	社団法人 大阪府畜産会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	兵庫県	公益社団法人 兵庫県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	奈良県	社団法人 奈良県畜産会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	和歌山県	社団法人 畜産協会わかやま	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	鳥取県	社団法人 鳥取県畜産推進機構	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	島根県	社団法人 島根県畜産振興協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	岡山県	社団法人 岡山県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	広島県	社団法人 広島県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	山口県	社団法人 山口県畜産振興協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	徳島県	社団法人 徳島県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	香川県	社団法人 香川県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	愛媛県	社団法人 愛媛県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	高知県	社団法人 高知県畜産会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	福岡県	社団法人 福岡県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	佐賀県	社団法人 佐賀県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	長崎県	社団法人 長崎県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	熊本県	社団法人 熊本県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	大分県	社団法人 大分県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	宮崎県	社団法人 宮崎県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	鹿児島県	社団法人 鹿児島県畜産協会	同上
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	沖縄県	社団法人 沖縄県畜産会	同上
Ⅱ－(2)その他 馬の装蹄技術講習及び装蹄師の養成	全国	社団法人 日本装蹄師会	同上
Ⅲ－6 家畜衛生推進 その他 馬飼養衛生管理特別対策	全国	社団法人 中央畜産会	同上

平成23年度競走馬生産振興事業 事業実施主体候補者(継続)一覧

事業名	都道府県等	事業実施主体候補者名	事業実施期間
I－(1)軽種馬の登録推進	全国	財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル	平成22年度から3年間 (平成24年度)以内
I－(2)その他 軽種馬の生産育成指導	全国	社団法人 日本軽種馬協会	同上
Ⅱ－(1)生産育成地馬防疫推進	全国	社団法人 中央畜産会	同上
Ⅱ－(2)その他 競走馬防疫促進対策	全国	社団法人 中央畜産会	同上
Ⅱ－(2)その他 馬防疫衛生推進	全国	全国公営競馬獣医師協会	同上

事業名	都道府県等	事業実施主体候補者名	事業実施期間
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	北海道	社団法人 ばんえい競馬馬主協会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	北海道	社団法人 北海道馬主会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	岩手県	社団法人 岩手県馬主会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	埼玉県	社団法人 埼玉県馬主会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	千葉県	社団法人 千葉県馬主会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	東京都	社団法人 東京都馬主会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	神奈川県	社団法人 神奈川県馬主協会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	石川県	社団法人 石川県馬主協会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	岐阜県	社団法人 岐阜県馬主会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	愛知県	社団法人 愛知県馬主協会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	兵庫県	社団法人 兵庫県馬主協会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	広島県	広島県馬主会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	高知県	高知県馬主協会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	佐賀県	佐賀県馬主会	同上
Ⅱ－(2)その他 育成馬等の予防接種対策	熊本県	熊本県馬主会	同上
Ⅲ. 軽種馬経営構造改革支援 (軽種馬生産基盤整備対策)	全国	社団法人 日本軽種馬協会	同上
Ⅲ. 軽種馬経営高度化指導研修 (軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)	全国	社団法人 日本軽種馬協会	同上
Ⅲ. 軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)	全国	社団法人 競走馬育成協会	同上
Ⅲ. 優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)	全国	社団法人 日本軽種馬協会	同上
Ⅲ. 優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)	全国	社団法人 日本軽種馬協会	同上
Ⅲ. 軽種馬海外流通促進	全国	社団法人 日本軽種馬協会	同上

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定について（第1回）

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業の選定に関して、平成23年3月28日付けで次のとおり助成金の交付の決定を行った。

事業区分毎の総括表

事業区分	件数	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業	—	—
2 馬流通活性化事業	2	179,005,140
計	2	179,005,140

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業交付決定状況（第1回）

助成事業名	助成事業者名	交付決定額（円）
2 馬流通活性化事業 （3）上場馬の情報開示のための取組 （4）上場馬の資質向上のための取組	日高軽種馬農業協同組合	174,405,000
（3）上場馬の情報開示のための取組 （4）上場馬の資質向上のための取組	鹿児島県軽種馬協会	4,600,140
計	2件	179,005,140

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定について（第2回）

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業の選定に関して、平成23年3月31日付けで次のとおり助成金の交付の決定を行った。

事業区分毎の総括表

事業区分	件数	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業	5	47,317,000
2 馬流通活性化事業	—	—
計	5	47,317,000

平成23年度馬産地再活性化緊急対策事業交付決定状況（第2回）

助成事業名	助成事業者名	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業 (2) 馬生産高度化事業 ア 馬生産高度化リース事業	リース事業者：株式会社ホクレン商事 借 受 者：門別町農業協同組合	428,000
	リース事業者：株式会社ホクレン商事 借 受 者：新冠町農業協同組合	12,036,000
	リース事業者：株式会社ホクレン商事 借 受 者：みついし農業協同組合	14,436,000
	リース事業者：株式会社ホクレン商事 借 受 者：ひだか東農業協同組合	17,201,000
	リース事業者：株式会社ホクレン商事 借 受 者：みついし農業協同組合	3,216,000
(3) 馬経営複合化事業 ア 馬経営複合化リース事業	リース事業者：株式会社ホクレン商事 借 受 者：みついし農業協同組合	3,216,000
計	5件	47,317,000

畜産振興事業補助実施要綱の一部変更について

畜産振興事業補助実施要綱（昭和 53 年 11 月 14 日制定）の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 23 年 2 月 25 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 23 年度以降の補助事業から適用し、平成 22 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助実施要綱 新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 補助事業を行う事業主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、<u>特例民法法人又は特定非営利活動法人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) ～ (5) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(6) 高等学校又は大学（大学共同利用機関を含む。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u></p> <p>4 （略）</p>	<p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 補助事業を行う事業主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又<u>は特例民法法人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) ～ (5) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u></p> <p>4 （略）</p>

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助実施要綱別表 新旧対照表

新 (変更後)		旧 (変更前)	
補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業	補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業
補助事業の要件	(1) 登録推進 (略)	補助事業の要件	(1) 登録推進 (略)
事業実施主体	(略)	事業実施主体	(略)
補助の対象	(略)	補助の対象	(略)
補助率等	(略)	補助率等	(略)
補・事業の実施期間	平成 23 年度から 5 年間以内	補助事業の実施期間	平成 15 年度から 8 年間以内
補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業	補助事・名	I 馬の改良増殖推進事業
補助事業の要件	(2) 種雄馬の導入(農用馬) ア 導入する種雄馬は、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程 (以下「種馬登録規程」という。) に基づく輓系馬であること。 イ・ウ (略)	補助事業の要件	(2) 種雄馬の導入(農用馬) ア 導入する種雄馬は、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく輓系馬(以下「輓系馬」という。)であること。 イ・ウ (略)
事業実施主体	(略)	事業実施主体	(略)
補助の対象	(略)	補助の対象	(略)
補助率等	(略)	補助率等	(略)
補助事業の実施期間	平成 23 年度から 5 年間以内	補助事業の実施期間	平成 15 年度から 8 年間以内
補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業	補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業
補助事業の要件	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業 ア・イ (略) ウ 奨励金の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。 (ア) 種馬登録規程に基づく血統登録を受けた輓系馬であること。 (イ) ~ (エ) エ (略)	補助事業の要件	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業 ア・イ (略) ウ 奨励金の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。 (ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた輓系馬であること。 (イ) ~ (エ) (略) エ (略)
事業実施主体	(略)	事業実施主体	(略)
補助の対象	(略)	補助の対象	(略)
補助率等	(略)	補助率等	(略)
補助事業の実施期間	平成 23 年度から 5 年間以内	補助事業の実施期間	平成 15 年度から 8 年間以内

新（変更後）		旧（変更前）	
補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業	補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業
補助事業の要件	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ② 導入貸付事業 ア・イ（略） ウ 導入費の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。 (ア) 種馬登録規程に基づく血統登録を受けた輓系馬であること。 (イ)～(エ)（略） エ（略）	補助事業の要件	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ② 導入貸付事業 ア・イ（略） ウ 導入費の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。 (ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた輓系馬であること。 (イ)～(エ)（略） エ（略）
事業実施主体	(略)	事業実施主体	(略)
補助の対象	(略)	補助の対象	(略)
補助率等	(略)	補助率等	(略)
補助事業の実施期間	平成 23 年度から 5 年間以内	補助事業の実施期間	平成 20 年度から 3 年間以内
補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業	補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業
補助事業の要件	(4) 農用馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励 (略)	補助事業の要件	(4) 農用馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励 (略)
事業実施主体	第 2 条第 3 項各号に掲げる団体	事業実施主体	[種付奨励] 第 2 条第 3 項各号に掲げる団体
補助の対象	(略)	補助の対象	(略)
補助率等	(略)	補助率等	(略)
補助事業の実施期間	平成 23 年度から 5 年間以内	補助事業の実施期間	平成 15 年度から 8 年間以内
補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業	補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業
補助事業の要件	(4) 農用馬の繁殖奨励 ② 子馬生産奨励 (略)	補助事業の要件	(4) 農用馬の繁殖奨励 ② 子馬生産奨励 (略)
事業実施主体	第 2 条第 3 項各号に掲げる団体	事業実施主体	[生産奨励] 第 2 条第 3 項各号に掲げる団体
補助の対象	(略)	補助の対象	(略)
補助率等	(略)	補助率等	(略)
補助事業の実施期間	平成 23 年度から 5 年間以内	補助事業の実施期間	平成 15 年度から 8 年間以内

新（変更後）		旧（変更前）	
補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業	補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業
補助事業の要件	(4) 農用馬の繁殖奨励 ③ 改良促進奨励 農用馬のけん引能力の改良促進又は優良種雌馬の資源確保は図るために、次のいずれかの事業を実施していること。 [優良種雄馬改良促進奨励] 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を飼養していた者に対し、奨励金を交付する事業 [優良種雌馬改良促進奨励] 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対し、奨励金を交付する事業 [優良種雌馬保留奨励] (略)	補助事業の要件	(4) 農用馬の繁殖奨励 ③ 改良促進奨励 農用馬のけん引能力の改良促進及び優良種雌馬の資源確保は図るために、次のいずれかの事業を実施していること。 [改良促進奨励] 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対し、奨励金を交付する事業 (新設) (新設) [保留奨励] (略)
事業実施主体	第2条第3項各号に掲げる団体 (削る。)	事業実施主体	[改良促進奨励] 第2条第3項各号に掲げる団体 [保留奨励] 第2条第3項各号に掲げる団体
補助の対象	[優良種雄馬改良促進奨励] 優良種雄馬改良促進奨励費 (削る。) 推進事務費 [優良種雌馬改良促進奨励] 優良種雌馬改良促進奨励費 推進事務費 [優良種雌馬保留奨励] 優良種雌馬保留奨励費 推進事務費	補助の対象	[改良促進奨励] 優良種雄馬改良促進奨励費 優良種雌馬改良促進奨励費 推進事務費 (新設) (新設) (新設) [保留奨励] 優良種雌馬保留奨励費 推進事務費
補助率等	*上記[優良種雄馬改良促進奨励]の行 定額 (削る。) 定額 *上記[優良種雌馬改良促進奨励]の行 定額 定額 *上記[優良種雌馬保留奨励]の行 定額 定額	補助率等	*上記[改良促進奨励]の行 定額 定額 定額 (新設) (新設) *上記[保留奨励]の行 定額 定額
補助事業の実施期間	平成23年度から5年間以内	補助事業の実施期間	平成19年度から4年間以内

新（変更後）		旧（変更前）	
補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業	補助事業名	I 馬の改良増殖推進事業
補助事業の要件	(4) 農用馬の繁殖奨励 ④ 生産技術指導 (略)	補助事業の要件	(4) 農用馬の繁殖奨励 ④ 生産技術指導 (略)
事業実施主体	(略)	事業実施主体	(略)
補助の対象	(略)	補助の対象	(略)
補助率等	(略)	補助率等	(略)
補助事業の実施期間	平成 23 年度から 5 年間以内	補助事業の実施期間	平成 15 年度から 8 年間以内

競走馬生産振興事業補助実施要綱の一部変更について

競走馬生産振興事業補助実施要綱（平成 17 年 3 月 24 日制定）の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

- この要綱の一部変更は、平成 23 年 2 月 25 日から実施する。
- この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 23 年度以降の補助事業から適用し、平成 22 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

地方競馬全国協会 競走馬生産振興事業補助実施要綱 新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p>第 2 条 (略)</p> <p>2 補助事業を行う事業主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。</p> <p>(1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、<u>特例民法法人又は特定非営利活動法人</u></p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) 高等学校又は大学（大学共同利用機関を含む。）</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u></p>	<p>第 2 条 (略)</p> <p>2 補助事業を行う事業主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。</p> <p>(1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は<u>特例民法法人</u></p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u></p>

地方競馬全国協会 競走馬生産振興事業補助実施要綱 別紙様式 新旧対照表

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>様式第1号 ○○年度競走馬生産振興事業申請書</p> <p>様式第6号 ○○年度競走馬生産振興事業完了報告書</p> <p>別掲 優良繁殖馬導入促進</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 1頭ごとの金額が明らかとなる領収書 (未払い分については請求書の写し)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p>様式第1号 ○○年度競走馬生産振興補助事業申請書</p> <p>様式第6号 ○○年度競走馬生産振興補助事業完了報告書</p> <p>別掲 優良繁殖馬導入促進</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>イ 1頭ごとの金額が明らかとなる領収書 (未払い分については請求書の写し)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p>

平成 23 年度畜産振興事業公募要領の制定について

平成 23 年度畜産振興事業公募要領（平成 23 年 2 月 25 日制定）を次のとおり制定する。

平成 23 年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領

（制定 平成 23 年 2 月 25 日 22 地全協畜第 97 号）

1 総則

地方競馬全国協会業務方法書第 32 条第 1 項に規定する地方競馬全国協会（以下「協会」という。）が行う補助の対象となる事業（以下「畜産振興補助事業」という。）及び同条第 2 項に規定する協会が行う補助の対象となる事業（以下「競走馬生産振興事業」という。）を行う者（以下「事業実施主体」という。）の公募による決定は、畜産振興事業補助実施要綱（昭和 53 年 11 月 14 日 53 地全協畜第 1793 号。以下「畜産要綱」という。）及び競走馬生産振興事業補助実施要綱（平成 17 年 3 月 24 日 16 地全協畜第 128 号。以下「競走馬要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとします。

2 公募対象事業、事業の内容、補助率等

公募の対象となる事業の内容及び補助率等は、畜産振興補助事業については別表 1、競走馬生産振興事業については別表 2 のとおりとします。

3 応募団体の要件等

(1) 公募に応募できる団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる団体とします。

ア 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人又は特定非営利活動法人

イ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人

ウ 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権（株主総会において議決することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。）の過半数を有する法人

エ 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社

ただし、株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり、かつ、公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でないものとし、持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）が、業務を執行する社員の数の過半数を占めていること。

オ 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体

ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

(ア) 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。

(イ) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

(ウ) 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(エ) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

(オ) 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

カ 高等学校又は大学(大学共同利用機関を含む。)

キ 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体

(2) 応募団体は、次の全ての要件を満たすものとします。

ア 当該事業に係る事業(以下「応募事業」という。)を行う意思及び具体的計画を有する団体であること。

イ 応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有する団体であること。

ウ 応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

エ 日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができる団体であること。

オ 畜産振興補助事業の応募団体で都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、都道府県の畜産主務部局の適切な指導を受けられること。

4 事業実施期間

事業実施期間は、平成 23 年度(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)とします。

5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であつて、畜産要綱別表又は競走馬要綱別表の「補助の対象」に定める経費とします。

応募に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただくことがあります。

なお、経費の使用に当たっては、「平成 23 年度地方競馬全国協会畜産振興事業に係る補助金の使用上の留意点」に定める事項を遵守してください。

さらに、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)がある場合は、これを当該補助金の応募額から減額して申請する必要があります。

6 応募の手続き

(1) 応募書類

ア 応募する事業ごとに応募書類を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

イ 応募書は、以下の書類によって構成されます。

(ア) 平成 23 年度地方競馬全国協会畜産振興事業応募書(様式 1)

(イ) 事業実施体制(様式 2)

(ウ) 事業計画書(様式 3-畜産振興補助事業にあつては、畜産要綱様式第 1 号の 7 に、競走馬生産振興事業にあつては、競走馬要綱様式第 1 号の 7 に準じて作成してください。)

(エ) 応募団体における応募事業に関する取組等(様式 4)

(2) 応募方法

ア 提出期間

平成 23 年 2 月 25 日(金)から平成 23 年 3 月 28 日(月)(最終日午後 5 時必着)とします。

イ 提出先・問合せ先

提出先：〒106-8639 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
地方競馬全国協会 畜産振興部

問合せ先：同畜産振興部

電話：03-3583-2146 ファクシミリ：03-3583-8874

電子メール：chikushin@nar.keiba.go.jp

ただし、問い合わせについては、(月)～(金)(祝祭日を除く。)で、午前 10 時 00 分～午後 4 時 30 分(正午～午後 1 時を除く。)とします。

ウ 提出書類及び部数

応募する事業ごとに次に掲げる書類を一つの封筒に入れ、『平成 23 年度畜産振興事業応募書類』と表に朱書のうえ提出してください。

なお、提出された応募書類は返却しません。

(ア) 本要領 6(1)イに掲げる書類(様式 1～4) 10 部(正 1 部、副 9 部)

(イ) 定款又は寄附行為等の応募団体の目的、業務内容がわかる資料(農業協同組合、同連合会、高等学校及び大学にあつては、業務の概要が

わかるパンフレット等でも可。) 2 部(正 1 部、副 1 部)

(ウ) 平成 21 事業年度の事業及び決算報告書(高等学校及び大学を除く。)

2 部(正 1 部、副 1 部)

(エ) 応募書類チェックシート(様式 5) 1 部

(オ) 受付確認用返信はがき 1 葉

注：複数の事業に応募する場合は、(イ)及び(ウ)の書類を重複して添付する必要はありません。この場合、(イ)及び(ウ)の書類をどの応募事業の応募書類に添付したかを明記してください。

(3) 応募書類の提出に当たっての注意事項

ア 応募書類の提出は、原則として「郵送又は宅配便(含バイク便)」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「ファクシミリ」及び「電子メール」による提出は受け付けません。

- イ 郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着するようにしてください。
- ウ 応募書類が提出期間内に到着しなかった場合は、いかなる理由があろうと無効になります。また、応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、この要領を熟読のうえ、注意して記入してください。
- なお、応募書のフォーマットは変更しないでください。
- エ 応募書類の提出後に修正のある場合は、提出期間内に、応募書類一式を再度、提出願います。
- オ 応募書は必ず日本工業規格 A4 サイズの用紙を使用し、両面印刷で提出してください。(応募書の様式は、協会ホームページよりダウンロードできます。)また、応募書は、本要領 6(1)(ア)～(エ)の順(様式 1～4)に一括して左 2 か所のホッチキス止めとし、ページ中央下段に通しページを付けてください。
- カ 受付確認用返信はがきの表面には応募団体名、郵便番号及び住所を記載して下さい。(私製はがきをご利用の場合は、50 円切手を貼付してください。)
- キ 応募書類は、応募事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- なお、その際、「応募書類チェックシート」は、応募書類の一番上面にして封入してください。
- ク 都道府県を事業区域とする補助事業にあつては、応募書類(様式 1～4)を都道府県畜産主務部局(畜産振興補助事業の応募の場合)または地方競馬主催者(競走馬生産振興事業の応募の場合)に提出してください。

7 事業実施主体候補者の選定

(1) 審査の方法及び手順

ア 事前審査

提出された応募書類は、協会畜産振興部において、応募の要件(応募団体の要件、事業実施期間、応募の制限等)を満たすこと及び提出された書類が整っていることを確認します。この際、必要に応じて問い合わせをさせていただきます。

なお、本審査で応募要件等を満たしていないと認められた応募については、以降の審査の対象から除外します。

イ 審査委員会による審査

(ア) 協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、応募書類を審査し、応募事業ごとに事業実施主体候補者を選定します。また、審査委員会が必要と認めた場合は、応募団体等から応募内容、事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出等をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途、通知します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

(イ) 審査は非公開で行われます。また、審査委員には、委員として取得することのできた一切の情報を、委員の職にある期間だけ

でなく、その職を退いた後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務づけられます。

(ウ) 審査の経過は通知しません。また、お問い合わせにも応じられません。

なお、提出された応募書類等の審査資料の返還には応じられませんのでご了承願います。

(2) 応募の制限

地方競馬全国協会補助事業等監査実施要綱(昭和53年5月31日昭和53年度達第2号)第7条の規定に基づき、補助金の全部又は一部の返還を求められている者については、審査委員会の審査の対象から除外する場合があります。

(3) 事業実施主体候補者の決定

審査委員会において事業実施主体候補者を選定します。この審査結果に基づいて、協会理事長が事業実施主体候補者を最終決定します。

(4) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

ア 応募団体は、その設置目的からみて、応募事業の事業実施主体として適切であるとともに、応募事業の趣旨、目的、内容を十分理解しているか。

イ 応募団体は、応募事業を行う意思及び具体的計画を有しているか。

ウ 応募団体は、応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有しているか。

エ 応募団体は、応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有するとともに責任体制は明確であるか。

オ 応募団体は、日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができるか。

カ 都道府県の区域内を事業地区とする畜産振興補助事業の応募団体にあつては、都道府県の適切な指導を受けられるか。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査の結果(採択又は不採択)については、速やかに応募団体に対して通知します。この採択の通知は、補助金交付の候補となったことをお知らせするものです。

なお、採択を通知した事業実施主体候補者については、その名称、補助事業名等を協会のホームページで公表します。

8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等

7の(5)による採択通知を受けた事業実施主体候補者は、協会が定める畜産要綱第5条又は競走馬要綱第5条による補助事業の選定の申請を行う必要があります。

なお、補助金の交付の決定を受けた事業実施主体については、その名称、補助事業名、補助金額等を協会のホームページで公表します。

9 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、

以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、畜産要綱又は競走馬要綱を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たねばなりません。

(2) 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

ア 事業実施主体は、畜産要綱又は競走馬要綱に基づき、交付された補助金の一部を間接補助金(事業実施主体が、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。)として間接補助事業者(間接補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。以下同じ。)に補助金として交付するほか、協会が認めた場合は、交付された補助金の一部を、委託先に委託費として支出することができます。

この場合において、事業実施主体は、補助事業全体の責任者として、間接補助事業者及び委託先における補助金の経理管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないようにするとともに、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるようにしなければなりません。

イ 事業実施主体及び間接補助事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

ウ 事業実施主体及び間接補助事業者は、補助金の経理管理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等)を、当該団体の会計部局等において実施してください。

(3) フォローアップ

協会は事業実施期間中、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、補助事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査(現地調査を含む。)を行うことがあります。また、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告を事業実施主体にお願いすることがあります。

(4) 取得財産の管理

補助事業により取得した設備等の財産の所有権は、事業実施主体又は間接補助事業者に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

イ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、事前に協会の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供することはできません。

なお、承認にあたっては必要な条件を付すことがあります。

(5) 収益状況の報告及び収益納付

技術開発等を内容とする事業については、事業実施期間中及び実施期間終了後5年間、毎年度、補助事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、協会への報告が義務づけられる場合があります。また、実施期間終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、その収益の全部又は一部を協会に納付していただくことがあります。

(6) その他

その他協会の定めるところにより義務が課されることがあります。

平成23年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領 別表1(畜産振興補助事業)

事業名	応募団体	事業の内容	補助率等
I 馬の改良増殖推進事業 (1)登録推進	3(1)に掲げる団体	農用馬の改良増殖を図るため、家畜改良増殖法に基づく農用馬の登録を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (2)種雄馬の導入(農用馬)	3(1)に掲げる団体	農用馬の改良増殖を図るため、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく純系馬の種雄馬を導入するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ①奨励金交付事業	3(1)に掲げる団体	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対して、純粋種繁殖奨励金又は農用種雌馬繁殖奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ②導入貸付事業	3(1)に掲げる団体	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付けるのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ④生産技術指導	3(1)に掲げる団体	農用馬の生産振興を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき生産技術指導を行う者に指導奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
V その他畜産振興事業 その他 畜産フェア普及特別対策	3(1)に掲げる団体	畜産思想の普及拡大を目的として、別に定める要件を満たす畜産物の実証展示(無料配布を含む。)を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
V その他畜産振興事業 その他 馬事畜産振興推進	3(1)に掲げる団体	馬事及び畜産の振興に資する普及啓発等を実施するのに必要な経費について補助する。	定額

(注) 応募団体欄の内容は、本要領3(1)に掲げる団体を指しています。

平成23年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領 別表2(競走馬生産振興事業)

・平成23年度の競走馬生産振興事業に係る公募対象事業はありません。